職長・安全衛生責任者教育

★ **研修のねらい**

労働安全衛生法では、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長等に対し、安全衛生教育（職長教育）を行うよう規定されています。

またこの講習会は、建設業における混在作業現場で一定の条件に該当する場合、選任することが義務付けられている安全衛生責任者教育も同時に修了できるカリキュラムとなっています。

製造業の方でも、自社工場で製作した設備の設置工事を一定規模の建設工事現場で行う等の作業を伴う場合、「安全衛生責任者教育」を「職長教育」と合わせて受講することが求められています。

この講座では、リスクアセスメントを導入した『職長・安全衛生責任者教育』を下記の内容で開催します。

★ 対　　象：　職長 等

★ 定　　員：　１０名

★ 受 講 料：　１９，７８０ 円（会員外 ２１，９８０ 円）（ﾃｷｽﾄ代別）

★ 講　　師：　労働安全衛生コンサルタント 安藤　精美 氏

★ 期　　間：　令和８年８月２０日（木）・２１日（金）

★ 時　　間：　９：００ ～ １７：００（１４Ｈ）

カ リ キ ュ ラ ム の 概 要

講 座 内 容
１．作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法
２．指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法
３．危険性又は有害性等の調査の方法、結果に基づき講ずる措置、設備・作業等の具体的な改善の方法
４．異常時における措置、災害発生時における措置
５．作業に係る設備及び、作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
６．安全衛生責任者の職務等
７．統括安全衛生管理の進め方